

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名 愛称	三井住友・日本債券年金ファンド
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／債券
4. 商品属性	
当初設定日	2002年3月7日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	国内債券マザーファンド(B号)受益証券を主要投資対象とします。 (国内債券マザーファンド(B号)はわが国の公社債を主要投資対象とします。)
運用方針	主として国内債券マザーファンド(B号)受益証券に投資を行い、中長期的にNOMURA-BPI(総合)を上回る投資成果を目指して運用を行います。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外貨建資産への投資は行いません。</li> <li>● 国債、地方債および特別の法律により法人の発行する債券以外の債券を取得する場合は、主要格付機関のいずれかよりBBB格相当以上の格付を得ていることを条件とします。 ※ 主要格付機関とは、S&amp;P、ムーディーズ、格付投資情報センター(R&amp;I)、日本格付研究所(JCR)等を指します。</li> <li>● 上記の債券について、いずれの格付機関の格付もBBB格相当を下回ることとなった場合には、委託会社は、同一の発行体が発行した債券への実質投資割合およびBBB格相当未満の債券合計への実質投資割合がそれぞれ信託財産の純資産総額の5%以下および10%以下となるよう、当該債券の売却等の指図を行うものとします。</li> </ul>
ベンチマーク	NOMURA-BPI(総合)
決算日	毎年3月6日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎決算時(原則3月6日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づいて収益分配を行います。</li> <li>● 分配金は、自動的に再投資されます。</li> </ul>
償還条項	委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合、または、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。

(運営管理機関) リソナ銀行

項目	内 容
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年0.55%(税抜年0.50%) (内訳:委託会社0.253%(税抜0.23%)、販売会社0.253%(税抜0.23%)、受託会社0.044%(税抜0.04%))
信託財産留保額	ありません。
その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託財産に関する租税、信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> <li>● ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等の有価証券取引に係る手数料、税金、先物取引・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。</li> </ul>
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み・解約請求などを中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱申込・解約請求ができない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は、弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 主なリスク要因は以下の通りです。
金利変動リスク	当ファンドは、マザーファンド等への投資を通じて債券に投資します。債券には、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
信用リスク	ファンドが保有する債券について、発行者の信用状況が悪化した場合等には、価格が下落するリスクがあり、ファンドの基準価額が下がる要因となります。
市場流動性リスク	ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

### (運営管理機関) リそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。